

次世代電力ネットワーク研究会 運営要領

第1章 総則

(名称)

第1条 本研究会は、次世代電力ネットワーク研究会（英文名：Advanced Power Network Society）と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、次世代電力ネットワークに関する調査、研究、情報発信を行い、次世代電力ネットワークの実現と発展に寄与することを目的とする。

(事業年度)

第3条 本研究会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 組織

(会員)

第4条 会員は、法人会員及び個人会員（大学等で教育・研究に従事する者、または会員や事務局の推薦を得た者）とする。

(役員)

第5条 本研究会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

幹事 若干名

2. 役員は、会員の中から選任し、その任期は就任の日から翌年度末までとする。但し、再任を妨げない。

(事務局)

第6条 事務局は、一般財団法人エネルギー総合工学研究所とし、本研究会の運営に関する一切の事務を執り行う。

第3章 運営

(活動)

第7条 本研究会は、主として次世代電力ネットワークに関する次の活動を行う。

- a. 会員に対する情報提供
- b. 会員同士の交流
- c. 社会に対する情報発信

- d. 調査・研究、政府への提言等

(総会)

第8条 総会は、会員及び事務局で構成する。

- 2. 総会は、原則として事業年度に1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合も開催できる。
- 3. 総会は、次の事項を審議する。
 - a. 年間活動計画
 - b. 決算報告
 - c. 役員を選任
 - d. 運営要領等の制定・改廃
 - e. その他必要事項

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事及び事務局で構成する。

- 2. 幹事会は、幹事又は事務局が必要と認めた場合に開催する。
- 3. 幹事会は、次の事項を審議する。
 - a. 活動の企画
 - b. 新規入会の諾否
 - c. 総会での付議事項等

(会費)

第10条 会員は、本研究会の運営のために、1年度につき次の金額に消費税等を加算した金額を会費として支払う。

- a. 法人会員 400,000 円 (但し、一般財団法人エネルギー総合工学研究所の賛助会員の場合は、200,000 円とする。)
 - b. 個人会員 4,000 円
2. 会費の支払いは、入会時及び会員継続時とする。なお、事務局は、原則として事業年度が始まる前に、会員に対して会費の請求書を送付する。

(入会)

第11条 入会を希望する法人及び個人(以下、入会希望者という。)は、次の手続きを経て入会する。

- ① 入会希望者は、所定の入会申込書を事務局に届け出る。
- ② 幹事会において、入会の諾否を決定する。但し、申込みから幹事会開催までの間、会長が入会の諾否を仮決定することができる。
- ③ 入会希望者は、事務局からの承諾通知を得た後、第10条に定める金額を支払う。なお、年度の途中で入会する場合についても、第10条に定める金額を支払うこととする。

(退会)

第12条 会員が退会する場合は、予め本研究会にその旨を書面(Eメールを含む)で通知する。なお、年度途中で退会した場合、当該年度に支払った会費は返却しない。

第4章 その他

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項が生じた場合は、会長及び事務局で協議して対応を決定する。

付則（平成21年9月1日）

(施行日)

1. この要領は、本研究会設立の日から実施する。

(設立初年度の会費)

2. 第9条の規定にかかわらず、平成21年度の会費金額は、第9条に記載した金額の2分の1とする。

付則（平成22年5月17日）

(施行日)

1. この要領は、平成22年5月17日から実施する。

付則（平成27年5月19日）

(施行日)

1. この要領は、平成27年6月25日から実施する。ただし、第10条は、平成28年度の会費から適用する。

付則（平成30年5月22日）

(施行日)

1. この要領は、平成30年5月22日から実施する。